

電話機等賃貸借事業仕様書

1. 事業名 令和7年度 千曲坂城消防本部 電話機等賃貸借事業
2. 導入台数 別紙「構内電話交換設備仕様書」のとおり
3. 納入期限 令和7年9月30日
4. 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60か月）
地方自治法第234条の3に規定する「長期継続契約」とします。
賃貸借期間満了後、当該機器は千曲坂城消防組合に無償譲渡するものとします。
5. 設置場所 千曲市大字磯部1221番地 千曲坂城消防本部 戸倉上山田消防署
埴科郡坂城町大字中之条1126番地1 坂城消防署
6. 機器仕様書 別紙「構内電話交換設備仕様書」参照
※機器等の保証は1年間とします。
7. 見積金額
 - ・ 本体（オプション品を含む）、付属品のリースに係る費用の他、搬入、設置及び初期設定に係る費用も見積金額に含むこと。
 - ・ 保守料金については、別途メーカーと契約を締結予定のため、見積金額に含まないこと。
8. 支払方法
 - ・ 支払方法は、年度毎二期に分けて指定口座へ支払い（請求日から30日以内）とします。
 - ・ 支払時期は、4月及び10月の支払いとする。ただし、初年度はリース開始に初回支払い
9. その他
 - ・ 搬入日時については、事前に総務課管理係と協議すること。（事前下見・打ち合わせ）
 - ・ 現場で必要な設定以外の初期設定は全て終えた状態で納品すること。
 - ・ 納品設置完了までの運搬時の破損・故障の費用は受注者の負担とします。
 - ・ 納品の際に使用方法の説明をメーカー社員等を実施させること。
 - ・ 賃貸借完了後は、無償譲渡とする。
 - ・ 千曲坂城消防本部戸倉上山田消防署は、通信指令室（119番通報受信）が配置されているため、受信に支障のないよう作業を実施すること。